

国際交流・多文化共生センター運営業務委託 仕 様 書

I 業務名

国際交流・多文化共生センター運営業務

II 業務実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

III 業務の目的

県民に、国際交流・国際協力に関する活動（以下「国際交流活動等」という。）や、外国人住民が地域社会の構成員として共に生きていくことができる環境の整備に関する活動（以下「多文化共生推進活動」）の機会と場を提供し、国際化に即した地域社会の発展に寄与するために山梨県立国際交流・多文化共生センター（以下「センター」という。）を設置し、国際交流活動等及び多文化共生推進活動に関するイベント・講座の開催、情報収集・提供、相談、支援等を実施する。

IV 委託業務

1 施設について

(1) 名称

山梨県立国際交流・多文化共生センター

(2) 所在地

山梨県甲府市朝気1丁目2番2号 山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合）1階

(3) 施設の概要

本業務で運営する範囲は、別添の図面に示すとおり。

事務室※（63 m²）、研修室（52 m²）、国際交流ゾーン（61 m²）、倉庫①（11 m²）、倉庫②（8 m²）

※事務室内にやまなし外国人相談支援センター（約10 m²）を併設する予定。併設する当該センターの業務については、公益財団法人山梨県国際交流協会が受託する想定である。

2 運営の基準

次に掲げるセンターの利用に係る基本的な条件及び運営の基本的事項に沿って、適正に運営する。

(1) 休館日

①月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

②休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。）

③12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 利用時間

午前9時から午後5時まで

(3) 運営体制

利用時間中は原則として3人以上の職員を配置する。また、このうち1人以上は、一般財団法人自治体国際化協会が認定する多文化共生マネージャー及び総務省が認定する災害時外国人支援情報コーディネーターを配置するよう努めること。

多文化共生マネージャー及び災害時外国人支援情報コーディネーターを配置する場合は、その者の氏名を明らかにするとともに、以下を提出すること。

- ①多文化共生マネージャー：認定書の写し、その他認定を証する書類等
- ②災害時外国人支援情報コーディネーター：養成研修等の受講年度が分かる書類※、その他認定を証する書類等 ※書類がない場合は、受講年度を報告すること。

(4) 文書の管理

業務委託に関わり作成した文書は、当該事業年度終了後5年間適正に保存しなければならない。

(5) 守秘義務

本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務遂行を通じて知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(6) 個人情報の取り扱い

本契約で定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な体制を整備すること。

(7) 情報公開

山梨県情報公開条例第38条第1項の規定にのっとり、運営業務を通じて取り扱う文書（電子データ、写真等を含む）の情報公開について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(8) 関係法令等の遵守

センターの運営を行うにあたっては、関係する法令等を遵守する。

- ①山梨県立国際交流・多文化共生センター設置及び管理条例
- ②山梨県立国際交流・多文化共生センター設置及び管理条例施行規則
- ③山梨県財務規則
- ④地方自治法
- ⑤個人情報の保護に関する法律
- ⑥労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令
- ⑦山梨県情報公開条例
- ⑧山梨県暴力団排除条例
- ⑨その他、センターを運営するための業務に関連する全ての法令及び規程等

(9) 備品等の維持管理

県が供与する設備・備品等を良好に維持管理する。

(10) その他

- ・電気、水道、ガス、清掃、警備、設備保守、廃棄物処分等、建物全体の管理に係る業務については、ぴゅあ総合の指定管理者が一括契約し、センターが負担すべき額は県が指定管理者に支払う。
- ・センターのWeb サイトを通じた効果的な情報発信を行うため、最新情報が掲載されているかを確認するとともに、随時サイトに掲載する記事の原稿を作成し、県へ提出すること。

3 業務の範囲

業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修室・国際交流ゾーンの利用に係る相談支援体制整備
- (2) 姉妹友好地域等交流促進事業
- (3) グローバルマインド養成事業
- (4) やまなし国際フェスタ開催事業
- (5) 国際協力普及啓発事業
- (6) 外国人地域生活サポーター設置事業

- (7) 災害時外国人支援体制強化事業
- (8) 多文化共生地域づくり推進事業
- (9) 異文化理解・多文化交流促進事業
- (10) その他県が必要と認める業務

4 業務の内容等

(1) 研修室・国際交流ゾーンの利用に係る相談支援等体制整備

- ・「2 運営の基準」に示すもののほか、県民、国際交流関係団体、多文化共生関係団体が、国際交流活動等又は多文化共生推進活動を実施する機会及び場の提供や相談・支援のため、施設を活用した取り組みを実施する。

(2) 姉妹友好地域等交流促進事業

- ・姉妹友好関係にある地域をはじめ、本県と交流のある地域との交流深化に向け、オンライン交流や各種講座、学校訪問等を実施する。(2～5校)
- ・特に、本県と姉妹友好地域等の小中高生同士の交流を進めるとともに、学校訪問等により、同地域の文化、歴史、本県との交流について小中高生が学べる機会を提供すること。(2～5校)
- ・県が行う姉妹友好地域等との周年記念事業等の実施に協力する。

(3) グローバルマインド養成事業

- ・県民のグローバルマインドを養成するための、各種講座の開催や、県民が開催する国際理解教育等の場に専門家等を派遣し、海外の文化、習慣、歴史について学ぶ場と機会を提供する。

(4) やまなし国際フェスタ開催事業（開催場所：ぴゅあ総合、1回）

- ・国際交流等関係団体及び多文化共生関係団体と、男女共同参画関係団体との連携強化に繋がるイベントを開催する。

(5) 国際協力普及啓発事業

- ・県民の国際協力への理解を深め、新たな人材育成を図るため、セミナー等の開催や、県民が開催する国際理解教育等の場に専門家等を派遣し、国際協力について学ぶ場と機会を提供する。

(6) 外国人地域生活サポーター設置事業

- ・外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、地域の身近な支援員として、外国人に対し相談対応や情報提供等を積極的に行う、山梨県外国人地域生活サポーター（以下「サポーター」という。）に関する制度の管理運営を行う。なお、サポーターの委嘱は県が実施することとする。
- ・サポーターの人数は最大30名とし、県が別に定める活動を行ったサポーターに対して月額一律5,000円を活動費として支給する。なお、サポーターの人数が30名未満の場合には、随時、県が別に定める要件に合致する人材の発掘及び県への情報提供に努めること。
- ・サポーターに支給する活動費分として県から交付する資金の管理等について、次に示す事項により行うこと。
 1. 交付を受けた支払資金は、直ちに支払を要するものを除くほか、確実な金融機関に預け入れること。また、預金利子が生じた場合には、精算の際に県に納付すること。
 2. 支払いを終了した時は、支出の結果を書面により県に報告すること。
 3. 精算の結果、残金を生じた時は、速やかに県に返納すること。
 4. 現金の出納簿を備え、現金の出納について、その都度、登載すること。
- ・サポーターの資質向上及び事例共有、関係機関等との連携強化に向け研修会を開催するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施し、県に報告すること。(1回以上)

(7) 災害時外国人支援体制強化事業

- ・「山梨県災害多言語支援センター」※の効率的な運営方法や減災に向けた外国人住民と日本人住民

との連携手法等に係る訓練及び災害時の外国人への情報提供や避難誘導といった初動対応の重要性及び手法等を周知するための研修会を実施するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施し、県に報告すること。（1回以上）

- ・日本で発生する災害や発災時の行動、避難場所等についての知識が十分でない外国人住民向けに防災教室を実施するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施すること。（3回以上）
- ・訓練や研修会、防災教室の効果的な企画運営に向け、市町村等のステークホルダーとの連携を意識すること。
- ・大規模災害時には、「山梨県災害多言語支援センター」がセンター内に開設予定であることから、スペース確保等の円滑な設置・運営に向けた協力を行うこと。

※「山梨県災害多言語支援センター」は、山梨県と公益財団法人山梨県国際交流協会が締結する協定に基づき、大規模災害（山梨県災害対策本部が設置される大規模災害）発生時における外国人被災者支援の活動拠点として設置・運営される。

（8）多文化共生地域づくり推進事業

- ・外国人住民にとってわかりやすい情報発信を推進するため、専門家による実践的なやさしい日本語に係る講習を行うとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施すること。（2回以上）
- ・講習の効果的な企画運営に向け、対象者や対象分野を十分に検討すること。

（9）異文化理解・多文化交流促進事業

- ・日本人住民側に対する多文化共生に関する考え方の普及及び日本人住民と外国人住民が交わる機会の創出に向け、特に在留外国人が急増する東南アジア等に関する文化や生活、考え方などに対する日本人住民の理解を深めるイベント「地域異文化ふれあい広場」を開催するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施すること。なお、開催に当たっては、市町村等のステークホルダーとの連携を意識すること。（5回以上）
- ・令和7年度に開催される県民の日記念行事小瀬会場（例年、11月に開催）において、日本人住民と外国人住民の多文化交流の促進や来場者の多文化共生意識の醸成を目的としたブースを出展するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施すること。
- ・令和7年度に開催される甲府えびす講祭り（例年、11月に開催）において、山梨県庁構内で行われる神輿渡御に外国人住民を参加させること。また、日本人住民と外国人住民の多文化交流の促進や来場者の多文化共生意識の醸成を目的としたイベントを企画して実施するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施すること。
- ・偏見やステレオタイプに基づく否定的な「うわさ」を減らしながら、誰もが暮らしやすい社会をつくるための取り組み「反うわさ戦略」をテーマとした研修会を開催するとともに、事業効果や課題等の把握に向けたアンケートを実施すること。なお、開催に当たっては、県内各地で偏見やステレオタイプに基づく否定的な「うわさ」が抑制されるよう、共生社会又は多文化共生社会の実現に向け取り組むステークホルダーを対象とすること。（2回以上）

（10）その他県が必要と認める業務

- ・（1）から（9）の業務ほか、センターの運営上必要となる業務を実施する。

5 定期報告等

次に掲げる書類を県に提出する。

（1）定時報告書

各事業の実施状況等について四半期毎に報告する。

（2）業務実績報告書

翌年度の4月10日までに、事業報告書及び会計報告書などの業務実績報告書を提出する。

6 その他

- (1) 事業実施にあたっては、県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議しこれを定めるものとする。
- (4) 委託業務の満了又は解除により契約が終了した場合においては、県が継続して本件業務を遂行できるように必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援する。これに必要な措置又は支援の具体的内容は、県と協議の上定める。
- (5) 「地域異文化ふれあい広場」などの各種イベントの開催方法について、参加者に対する飲食の提供や物品等の支給（配付）は行わないこととする。

ぴゅあ総合 1階

